

## 人権理事会 極度の貧困、国内避難民の問題を討議

2019/07/01

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の6月28日の昼の会合では、極度の貧困に関する特別報告者が発言し、気候変動・人権・貧困・不平等は密接に関連していること、今日の子どもたちの将来は生活水準を大きく低下させる災害から逃れられないことに言及した。国内避難民の人権に関する特別報告者も発言し、国内避難民の人権促進・保護において国内人権機関は不可欠の役割を果たし、政府・コミュニティ・NGOの仲介役、地域の状況に精通する者として大きな成果を上げていると述べた。討議で発言者は、世界中の若者が気候変動対策を必要としていることなどを指摘した。また、国内避難民に関わる援助団体や国内人権機関は適切な資源を利用できなければ、その使命を果たせないこと、国内避難民の問題には、すべての関係者の継続的な関与、人権機関と人道・開発に関する活動で協働する者との協力の強化が必要であることなどを主張した。

## LGBTI の難民のさらなる保護を求める共同声明

2019/07/01

国連人権高等弁務官事務所

性的指向・性自認に基づく暴力・差別に関する独立専門家と難民高等弁務官事務所の代表が共同声明を公表した。内容は以下のとおり。不幸なことに、多くの LGBTI の難民は経由国や受入国でも偏見や暴力を受け続けている。政府は難民認定の根拠として、性的指向・性自認・ジェンダー表現・性的特徴に基づく迫害のおそれを認めるべきであるが、現在この恐怖を根拠として庇護を与えている国は約 37 カ国に過ぎない。各国政府は LGBTI の難民・庇護申請者が直面する暴力に対して対策を講じるべきである。これには、難民認定などに関わる職員への性的指向・性自認・性的特徴などの適切な研修、各個人の保護のニーズの評価、適切な住居・安全な空間の提供、LGBTI に対応した保健・生殖の権利に関するサービスの提供などが含まれる。今こそ LGBTI の難民・庇護申請者に特有のニーズを理解し、彼らが必要とする保護を提供すべき時である。

## 自由権規約委員会第 126 会期開幕

2019/07/01

### 国連人権高等弁務官事務所

自由権規約委員会第 126 会期が開幕した。今会期ではモーリタニア、オランダ、パラグアイ、タジキスタンの報告書が審査され、報告書未提出の赤道ギニアとナイジェリアの市民的・政治的権利の状況が検討される。会期の模様はウェブ中継される (<http://webtv.un.org/metings-events>)。開会の挨拶を行った人権高等弁務官事務所の代表は、条約機関は任務遂行上前例のない難題に直面しているおり、国連の資金不足のために 2019 年の条約機関への配分額は減額され、今年後半に開催予定の会合はキャンセルされる可能性があることと条約機関議長らは知らされたこと、高等弁務官は国連事務総長と共に条約機関の資金削減を最小限にすべく努力した結果、委員会の今年 3 回目の会期の開催は確保されたことを報告した。個人通報作業部会の委員は、6 月 24～28 日に作業部会は 32 件の通報を審理し、15 件を自由権規約違反であると判断したと報告した。

## 女性差別撤廃委員会第 73 会期開幕

2019/07/01

国連人権高等弁務官事務所

女性差別撤廃委員会第 73 会期が開幕した。今会期ではオーストリア、カーボベルデ、コートジボアール、コンゴ民主共和国、ガイアナ、モザンビーク、カタールの報告書が審査される。また、7 月 8 日に女性差別撤廃条約 40 周年を記念するパネルディスカッション、条約の重大・制度的違反の調査報告書案の検討、第 31 回人権条約機関議長会議結果文書の討議も予定されている。女性差別撤廃条約の締約国は 189 カ国と変わらず、選択議定書の締約国はマルタ、マーシャル諸島、タイの批准により 112 カ国、条約 20 条 1 項(委員会の会合期間)の改正受諾国はタイの受諾により 79 カ国になった。開会の挨拶を行った人権高等弁務官事務所の代表は、人権条約機関の今年 3 回目の会期は開かれることになったが、条約機関担当部署の職員不足の問題は解決されていないと述べた。また、現在開催中の人権理事会で女性の暴力、高齢女性、女性と気候変動の問題が討議されることにも触れた。

## 人権条約機関議長会議

2019/07/04

国連人権高等弁務官事務所

人権条約機関議長会議が6月24～28日に開催された。参加した条約機関は、拷問禁止委員会、社会権規約委員会、女性差別撤廃委員会、人種差別撤廃委員会、強制失踪委員会、自由権規約委員会、子どもの権利委員会、障害者権利委員会、移住労働者委員会、拷問防止小委員会である。会議では以下の事項などが合意された。条約機関の制度を調整・簡素化し、政府・市民社会・人権侵害被害者が連携・利用しやすいものにする、条約機関の各委員はジュネーブで活動するだけでなく、自身の出身国の周辺諸国と人権問題について対話することにより、条約機関を人々と密接に関わるものにする、定期報告書の審査は予定通り行い、報告書未提出の国の状況も検討すること、である。会議で議長らは、事務総長と国連の緊縮予算が人権保護に与える影響などを討議し、さらに、各国政府・NGO・国連機関と条約機関強化のための2020レビューについて討議した。

## 人種主義に関する特別報告者が報告書を公表

2019/07/08

国連人権高等弁務官事務所

人種主義・人種差別・外国人排斥・不寛容に関する特別報告者が人権理事会に提出する報告書を公表した。内容は以下のとおり。企業による天然資源の採取が人種的・民族的少数者、先住民族その他の周縁化されている集団の人権を甚だしく侵害している。彼らは天然資源の開発と経済的利益を平等に共有することを否定され続けており、女性は特に人権を侵害されている。このような不平等と差別を引き起こす世界的な搾取主義経済には、採鉱、化石燃料抽出、単一栽培の大規模農業、林業、漁業が含まれる。各国政府に対して、搾取主義経済の改革・規制・評価の際に、人種的平等、ジェンダー平等、無差別の分析を行うよう求めたい。政府・企業・国際機関・人権活動家は、人種的平等に向けて真剣に具体的に取り組み、搾取主義経済において人種・民族・出身国・ジェンダーが多くの人々の人権に与える影響を最小限にするために活動すべきである。

## 表現の自由に関する共同声明

2019/07/11

国連人権高等弁務官事務所

表現の自由に関する特別報告者が欧州安全保障協力機構 (OSCE)、米州機構 (OAS)、アフリカ人権委員会 (ACHPR) の各代表とともに表現の自由に関する共同宣言を作成してから 20 周年に際し、共同声明を公表した。内容は以下のとおり。ジャーナリストに対する暴力・起訴、メディアの多様性・独立への脅威、オンライン上の表現の法的制限・違法な監視が続いていることは表現の自由にとって重大な問題である。ジャーナリストらの安全が保護される環境をつくることを求める。政府に対して、表現の自由の行使に不可欠であるインターネットへのアクセス・利用を人権として認めるよう促したい。民間企業に対して、ビジネスと人権に関する国連指導原則を尊重するよう促したい。加えて、個人の表現の自由を侵害する民間のルールに対処可能な独立・多面的な監視、透明性、責任追及メカニズムが整備されるよう求める。

## 人権理事会諮問委員会開催の予定

2019/07/18

### 国連人権高等弁務官事務所

人権理事会諮問委員会第 23 会期が 7 月 22～26 日に開催される。この会期では前会期から引き続き、テロが人権享受に及ぼす悪影響、「持続可能な開発目標」の枠内における国内政策と人権、ダーバン宣言・行動計画の包括的实施・フォローアップのためのグローバル・コール、人権の促進・保護において相互利益となる協力の促進のための技術支援・能力構築の役割、開発の権利に関する法的拘束力のある文書の重要性、不正資金の未返還が人権享受に及ぼす悪影響などについて討議が行われる。また、新しく生まれる技術と人権に関する調査、人権機関・制度における女性の代表の現在の状況に関する報告書についても新たに討議が行われる予定である。諮問委員会委員会は、人権理事会のシンクタンクとして人権理事会から求められた調査や助言を行うために、2008 年に設立された。18 名の委員で構成され、小畑郁さんも委員を務めている。

## 女性差別撤廃委員会第 73 会期閉幕

2019/07/19

国連人権高等弁務官事務所

女性差別撤廃委員会第 73 会期が閉幕した。今会期では、女性差別撤廃条約の実施状況に関するカタール、モザンビーク、コートジボアール、コンゴ民主共和国、オーストリア、カーボベルデ、ガイアナの報告書が審査され、それぞれに対する最終見解と勧告が採択された。また、条約 40 周年を記念し、「女性差別撤廃条約-女性の地位向上とエンパワメントの 40 年」をテーマとするパネルディスカッションが行われた。さらに、人権と気候変動、今年の国際ガールズ・デー(10 月 11 日)に関して、他の条約機関とともに作成した共同声明が採択された。加えて、他の条約機関との活動方法の調和、障がいのある委員の文書利用可能性の強化に関する決定も行われた。第 74 会期は 10 月 21 日～11 月 8 日に開催され、アンドラ、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、カンボジア、イラク、カザフスタン、リトアニア、セーシェルの報告書が審査される予定である。

## 拷問禁止委員会開催の予定

2019/07/22

国連人権高等弁務官事務所

拷問禁止委員会が7月22日～8月9日に開催される。この会期では、バングラデシュ、ギリシャ、ポーランド、トーゴにおける拷問等禁止条約に基づく人権状況が審査される。会期のハッシュタグは#CAT67、会合はウェブ中継される予定である(<http://webtv.un.org/live>)。上記の国々を含む拷問等禁止条約の締約国(現在 166 カ国)は、条約の実施状況に関して定期的に審査を受ける。

## 自由権規約委員会 平和的集会に関する一般的意見草案を検討

2019/07/23

国連人権高等弁務官事務所

自由権規約委員会では、自由権規約 21 条(平和的集会の権利)に関する一般的意見 37 号の第 1 読会が行われ、先週の会合で 12 のパラグラフが討議されたのに続き、今日の会合では 11 のパラグラフ(13~23)が討議された。各パラグラフが検討される中で、集会の権利を行使しうる者に移住労働者・庇護希望者・難民などの外国人や集会参加のために国境を超えた人々が含まれているが、ここに無国籍者も含め、「報復のおそれなく」と規定すべきこと(パラグラフ 13)、抗議者が 1 人の場合はこの条項の対象としないこと(パラグラフ 15)、抗議集会に対する反論集会の場合(パラグラフ 17)、「平和的」と「非暴力的」の用語(パラグラフ 18)、過度なまたは恣意的な法律を問題とする集会の場合(パラグラフ 19)、平和的であった集会が暴力的になった場合(パラグラフ 20)、人々が伝統的武器などを集会に持ち込んだ場合(パラグラフ 22)などが取り上げられた。

## 自由権規約委員会 締約国と会合

2019/07/24

### 国連人権高等弁務官事務所

自由権規約委員会では自由権規約締約国との非公式の会合が行われ、条約機関の改革、自由権規約委員会の活動方法の改善、集会の権利に関する一般的意見草案などが討議された。委員長は、6月に開かれた条約機関議長会議で条約機関の機能改善に関する共同構想が作られたと報告した。また、事務総長が今年3回目となる秋の会期の開催は保証したが、来年度の会期の開催は国連加盟国がそれぞれの分担金を支払うか、国連予算の支出をどのように決定するかにかかっていると述べた。副委員長は、簡素化された報告手続が成功裡に試行されており、この手続を基本とすることがまもなく締約国に通知される予定であるが、締約国は従来の手続を選択することもできると述べた。討議では12カ国が発言した。日本政府代表も発言し、条約機関の活動の改善を続けることが極めて重要であり、条約機関の活動の重複の問題など、取り組むべき多くの問題があると述べた。

## 人権理事会諮問委員会第 23 会期閉幕

2019/07/26

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会諮問委員会第 23 会期が閉幕した。今会期では次の 7 つの決定がなされた。①テロが人権享受に及ぼす悪影響について、討議を継続し人権理事会第 45 会期(来年 9 月)に報告書を提出、②人権の促進・保護において相互利益となる協力の促進のための技術支援・能力構築の役割について、人権理事会第 43 会期(来年 3 月)に提出すべく、起草グループは調査報告書をまとめること、③国内政策と人権について、起草グループは諮問委員会次会期に最終報告書を提出、④人権享受への開発の寄与について、法的拘束力のある文書の重要性に関する報告書の進捗状況を人権理事会第 42 会期(今年 9 月)で報告、⑤人種主義撤廃のためのグローバル・コールについて、人権理事会第 42 会期で状況を報告、⑥⑦新しく生まれるデジタル技術、人権機関・制度における女性代表について、各起草グループは諮問委員会次会期で状況を説明。諮問委員会第 24 会期は 2020 年 2 月 17～21 日に開催される。

## 自由権規約委員会第 126 会期閉幕

2019/07/29

### 国連人権高等弁務官事務所

自由権規約委員会第 126 会期が 7 月 26 日に閉幕した。今会期ではオランダ、タジキスタン、モーリタニア、パラグアイの報告書の審査、報告書未提出の赤道ギニアとナイジェリアの状況の検討が行われ、それぞれに対する最終見解と勧告が採択された。また、個人通報 48 件が審理され、そのうち 12 件が受理不可能、7 件が審理不継続、26 件が自由権規約違反、3 件が違反なしとされた。さらに、自由権規約 21 条(平和的集会の権利)に関する一般的意見 37 号草案の第 1 読会も行われた。最終文書は来年末までに採択される見込みである。加えて、報告手続の簡素化と報告時期の予測可能性強化に関する決定も行ったが、詳細は来年決定されることとなった。第 127 会期は 2019 年 10 月 14 日～11 月 8 日に開催され、ベルギー、カーボベルデ、中央アフリカ、チェコ、メキシコ、セネガルの報告書が審査される予定である。

## 人身取引反対世界デーに向けて 専門家が声明

2019/07/29

国連人権高等弁務官事務所

7月30日の人身取引反対世界デーに向けて、人身取引に関する特別報告者が声明を公表した。内容は以下のとおり。政府が人身取引被害者の社会的包摂のために長期的な対策を講じ、被害者の正義と救済へのアクセスのために断固とした措置をとることが不可欠である。そもそも必要なのは安全で秩序ある正規の移住であるが、現実には制限的な移住政策のために非正規で脆弱な移住が行われ、搾取や人身取引が生じている。被害者中心の人権に基づくアプローチの中核をなすのは、効果的な救済の権利である。救済は賠償に限定されるのではなく、家族との再会、仕事の再開などの回復措置、再発の防止も含んでいる。政府に対し、被害者に在留資格を与え、正義へのアクセスの障壁を除去するよう求める。被害者を社会に効果的に包摂し、彼らの潜在能力・技術・経験を評価することが、彼らの生活の再建、人身取引の再発防止、犯罪ネットワークの解体に寄与すると確信している。